

憲法 9 条と沖縄～その 1 : 沖縄は憲法 9 条の影？

谷美穂 (2016 年 4 月執筆)

■地方自治も民主主義もないがしろにされる現在の沖縄

沖縄辺野古新基地反対闘争が続いています。米軍キャンプ・シュワブのゲート前だけでなく、法廷でも県が国といくつもの訴訟を闘っています。

法律を専門としない私には、もはや何が争点なのか、頭の整理もおいつきません。複雑な上に、まっとうに考えると意味がわからない。

選挙を通して沖縄県民が辺野古基地反対を表明しているのに、なぜ国が強制執行しようとするのか。県知事の埋め立て承認取り消しに対し、なぜ沖縄防衛局長が個人の名で効力停止を要求したり、国が県に対し代執行したりできるのか。

そうしたスラップ裁判もどきをおこなう現政権の「道徳心」のなさ、つまり文科省がいうところの「生命を大切に作る心、他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識」のなさが理解できないのです。

■返還前の沖縄住民は日本国籍だった

憲法の学習会で「9条は沖縄のバーターだ」と聞いてびっくりしました。象徴天皇+9条(本土非武装化)+沖縄基地化という三位一体の構造が戦後一貫して作られてきたと言うのです。

私はかっとなって、平和憲法は沖縄を犠牲にしなければ存在しえないのか、だったら要らない!と思いました。

さらにその上に聞いた「返還前の米軍統治下の沖縄住民は日本国籍だった」には呆然としてことばもありません。

なぜ?の嵐が私の頭の中を吹きすさんでいます。その中の最たるものが「日本国籍だったのになぜ憲法が適用されなかったのか」です。つまり「平和憲法が適用されるべき土地に、なぜ基地があるのか、なぜ核基地すらあるのか、なぜそれが許されるのか」でした。

この2つの大きな疑問にしばらく取っ組み合ってみようと思います。今回は「沖縄は9条の影?」について考えます。

■まず日本の非武装化を 憲法 9 条

現人神を奉り自ら神国と呼ぶ選民思想の大和民族は、霸道で人民を苦しめる白人たちをアジアから駆逐すべく、王道を信じて突き進む。神風と自ら称しながら、鉄がなければ木の飛行機を作り、弾がなくなれば兵士が弾となって飛んでくる。全身が刃物のような日本人は危なくていけない。

国際平和のためには日本の武装解除、将来に向けての非武装化が講和の絶対条件だったはずで、**「9条 戦争の放棄」**がはめ込まれたのは懲罰的な意味も含めてのことでしょう。

■次に象徴天皇制を 憲法 1 条

さて天皇はどうする。上官の命令は天皇の命令、戦いのすべてが天皇の名において行われました。「おそれおおくも…」と上官が始めると、軍靴をカチッと音立ててそろえる、あれです。連合国側から見て天皇の戦争責任は絶対でした。

しかし、敗戦時の日本の軍人軍属の総数はほぼ 800 万人。外地や他地方から兵士たちが戻ってきました。46 年末までにはほぼ半数が帰国したと言われています。

前線で生死の極限を生き、最後は玉砕あるのみと言われ続けた元日本兵たちが、敗戦で自暴自棄になりながら、陸続と帰国してきたわけです。

46 年 1 月、マッカーサーは米軍参謀総長に打電しました。「天皇を戦犯として告発するなら、日本に必ず大騒乱が起きる。天皇を排除するなら、日本は瓦解するだろう。それを防ぐためには

少なくとも 100 万の占領軍が必要だ。しかも無期限に」(『平和憲法の深層』)

少ない占領軍の体制で大騒乱を防ぐ手立ては？天皇制の温存でした。しかし今までのように国家統一の総覧者、統帥権を持つ天皇では困る。治安維持のための象徴天皇制であるべきでした。

■天皇の人間宣言

象徴天皇制を後押ししたのが、46 年 1 月の「天皇の人間宣言」です。「新年に当り誓いをあらたにして国運を開かんとほつす。国民は朕と心を一にして此の大業を成就せんことをねがう」という証書です。

GHQ の指示によって幣原喜重郎が書いたこの証書で、天皇は「私と国民は信頼と恵愛とによって結ばれているのであって、神話と伝説によって結ばれているのではないし、日本国民は他の民族より優秀で世界を支配すべき運命だという架空の観念に基づいてはいない」と言いました。

また天皇は「これまでも皇室が決して独裁的なものでなかったことを示すために」明治天皇の五箇条の御誓文を証書に引用することを要請しました。

第 1 条に「広く会議をおこし万機公論に決すべし」とうたった御誓文に対し、マッカーサーは「天皇は人民の民主主義化を指導した」と満足げに言っています。

ほんの数か月前、「天皇陛下万歳」と言って無残に死んでいった兵士たちは、草葉の陰から天皇のこのざまをどう見たのでしょうか。

■安全保障＝防共のための沖縄？

象徴天皇の下に非武装の日本。では安全保障面は？中華人民共和国や朝鮮民主主義人民共和国はまだ成立していなかったとはいえ、ドイツに勝利し勢いづいたソ連陣営は、米英側には大きな脅威となっていたにちがいません。

その赤化に対する危機感はひとり米国のものではなく、戦前から日本の為政者にも異常なほどしつこく見受けられました。

改正憲法施行後になりますが、48 年米陸軍省は「日本を反共の防壁とする」目的で講和後の日本に 30 万の軍隊を創設する計画をぶち上げました。それに対してマッカーサーは、GHQ の占領政策に反するし、近隣諸国の緊張を呼ぶと言って反対します。

『日本国憲法の誕生』から、米陸軍省が聴取したマッカーサーの意見を引用します。「彼は…沖縄は、敵の軍事力とウラジオストックからシンガポールに沿ってアジアの海岸線に存在する港湾施設とを破壊しうる強力かつ効果的な空軍作戦を準備するのに十分な面積を保有していることを指摘した。したがって、沖縄の開発と駐留を順調に進めることによって、日本の本土に軍隊を維持することなく、外部の侵略に対し日本の安全を確保することができる、と述べた」

本土を憲法によって非武装化し、憲法の番外地を武装して、アジアを日本を、共産主義から守りたい。そのための沖縄基地化だったと言えそうです。

GHQ と日本は、表向きは人間宣言などという茶番を世界に披露しながら、裏では着々と沖縄の基地化を進めていました。

■沖縄への第 1 のくさび 米軍の布告 1 号

1945 年 3 月、米国は沖縄の慶良間諸島に上陸するや、戦闘中にも関わらず、民家から畳をはぎ取って立てかけ、「米海軍軍政府布告第 1 号」を發布しました。

「軍略遂行上の理由」で日本の沖縄に対する統治権を、つまりすべての行政権、すべての日本裁判所の司法権を停止したのです。これによって帝国憲法の沖縄への適用が遮断されました。

戦争に善悪はなく、戦争の仕方を規定すること自体、私には不可解なのですが、その規定：ハーグ陸戦条約には、まだ占領が完了していない地域において、本国による政治的保護を停止してはならないとあります。

かりに戦闘中のそれは置いておくとしても、遅くとも 9 月の降伏文書の調印以降には、沖縄は

軍事的直接占領を解除されて、本土の政府によって本土と同様、連合国に間接統治されるべきだったのではないのでしょうか。

■沖縄への第2のくさび 米軍の土地収用

まだ日本が降伏を考えもしない45年4月からすでに、沖縄では米軍による民間人の強制収容と土地収用+基地建設が強権的に始められていました。米軍はハーグ陸戦条約など屁とも思っていないようですが、どう見ても、有無を言わさぬ土地収用は、領地の私有財産の没収を禁じた条文に違反していると思えます。

45年8月には米軍によって沖縄の住民の中から知名士が選ばれ、沖縄諮詢委員会が発足。総務・教育などの分野で軍政に協力させられました。

46年4月には諮詢委員会が形ばかりの沖縄民政府となり、米軍の下で沖縄独自の政治が始まりました。本土住民も沖縄住民も知らない内にきずなを断たれ、米軍によって沖縄は着々と基地の島に改編されていきました。

45年11月、米軍の最高決定機関である統合参謀本部（JCS）は、「小笠原、沖縄を含む日本の旧委任統治領及び中部太平洋の島嶼を日本から切り離して、米国の排他的な戦略的統治の下に置くべきである」と決定しました。

その時にはすでに、沖縄は体中にいくつものくさびを打ち込まれて身動きならない状態でした。

■米国における沖縄の意味

米国にはいつから沖縄基地化の構想があったのでしょうか。まず1945年7月に米英中が署名したポツダム宣言を見てみます。「日本国民の自由意思」を尊重するとの文言があり、さらに8条<領土の局限>には「カイロ宣言の条項は、履行せらるべく」とあります。そのカイロ宣言（43年11月）を見ると「同盟国は、自国のためには利得も求めず、また領土の拡張の念も有しない」とありました。

さらにさかのぼって41年の大西洋憲章（米英）はどうでしょうか。

1. 両国は、領土的たるとその他たるとを問わず、いかなる拡大も求めない。
 2. 両国は、関係する人民の自由に表示された願望に合致しない、いかなる領土の変更も欲しない。
 3. 両国は、すべての人民が、彼らがそのもとで生活する政体を選択する権利を尊重する。
- 両国は、主権および自治を強奪された者にそれらが回復されることを希望する。

ここでは民族自決を高らかに謳っています。この憲章は戦後、国際連合の理念的基礎となり、欧米の植民地が続々と独立を果たすよすがともなりました。もはや時流は領土拡張を許す状況ではありませんでした。

闘争的な沖縄県知事であった大田昌秀氏は、米国の国立公文書館に通って、沖縄の日本からの分離に関し、驚くべき資料に遭遇したと言います。「真珠湾攻撃が始まって半年後には、沖縄を日本から切り離して、その管理を国際機関にゆだねて、25年ごとに沖縄が軍事基地化されていないかチェックさせる計画が、米國務省で議論されていた記録が発見された」というのです。

米国における沖縄のベクトルは、いつ、なぜに方向をたがえてしまったのでしょうか。

憲法9条と象徴天皇制と沖縄基地化の三位一体説は、状況証拠がそろっていて極めて現実的です。しかし、いつ誰がという物的証拠はみつかりません。

■第3のくさび 天皇による切り捨て

こうした領土不拡大の連合国側の理念を外交音痴の日本は知ってか知らずか、敗戦前の45年、最高戦争指導会議は、和平交渉のため天皇の特使として近衛文麿をソ連に派遣することを決めました。

ソ連が拒否したために実際には実現しなかったのですが、なんとその内容は「①国体(天皇制)

の絶対護持②領土については止むを得ざれば国有本土をもって満足す」とあります。

国有本土とは「沖縄・小笠原・樺太を捨て、千島は半分を保有する」というものでした。日本はいざとなったら沖縄をいけにえにしようと考えていたのです。あろうことか、沖縄の切り捨ては日本の内部にこそ腹案があったようです。

少しだけ、改正憲法施行後にもふれておきます。47年9月、降伏後の天皇は寺崎英成をとおしてマッカーサーにメッセージを送っています。その内容は「米国が沖縄その他の琉球諸島の軍事占領を継続するよう希望している」というものでした。(詳細は「憲法9条と沖縄」2回目)

沖縄は国家によって棄民されました。天皇によって捨てられました。まるで戦国大名の時代のように、沖縄は天皇によって、人質として米軍に預けられたのです。

■憲法審議に沖縄の代表は参加していない

中学校で習った通り、日本国憲法は46年11月公布、47年5月施行。46年の第90回帝国議会で「帝国憲法改正案」という形で審議されました。

しかし45年12月の第89回臨時帝国議会によって「改正衆議院議員選挙法附則」が成立し、沖縄県民などの選挙権がGHQの意向で停止されてしまいました。

46年4月の総選挙で沖縄選出の議員はゼロとなり、人権を守るための最高規範である憲法改正のための審議に、なんと沖縄選出の議員はひとりもいなかったのです。

その理由はGHQにより「沖縄県…ならびに海上交通杜絶その他特別の事情のある地域にして勅令をもって指定するものにおいては勅令をもって定むるまでは選挙はこれを行わず」とされたからです。

沖縄は「海上交通杜絶」の方でしょうか、「その他特別の事情」のある地域なのでしょうか。

■沖縄の問題ではなく日本の問題だ

「改正衆議院議員選挙法附則」によって女性の政治参加が始まり、本土では新しい時代の風が吹きはじめました。しかしその陰で、民主主義から遠ざかるように沖縄住民の選挙権は剥奪され、その民意は中央に届かなくなってしまったのです。私はこの附則をやすやすと通してしまった第89回帝国議会の罪を思わないではいられません。

国会図書館帝国議会会議録検索システムで89回議会の「衆議院議員選挙法中改正法律案外一件委員会」を見てみます。

最後の沖縄選出議員漢那憲和氏は、ただひとりこの選挙改正案が沖縄住民の選挙権を奪い、ひいては沖縄の諸問題が国会で審議されなくなることに、ことに基地化が進む沖縄の痛みが放置されることに意見しました。

ただ漢那氏でさえ、この附則が長期にわたって、沖縄を憲法の外に置いてしまう一歩となろうとは考えてもいなかったにちがいません。

漢那議員は、「沖縄県民といたしましても、帝国議会における県民の代表を失うことは、その福利擁護の上からも、また帝国臣民としての誇りと感情の上からも、まことに言語に絶する痛痕事であります」と血を吐くように訴え、つづけて、戦中、いかに沖縄県民が戦い、いかに多くが犠牲となったかを語り、敗戦後も南洋からの引揚者、本土疎開者などの窮状が放置されたままであることを述べています。

これに対して政府は、引揚者や疎開者への援護は対策を「考える」というものの、沖縄の選挙問題は「研究する」とお茶を濁すばかりでした。

漢那議員は言っています。「しからばその間衆議院においては沖縄県の代表を見ることあたわざるに至るのであります、これは国家にとり実に容易ならぬ問題でありまして、見ようによっては沖縄県に対する主権の放棄ともあいなることと存じます、それゆえに政府としては百方力をつくし、方法を講じて右様の事態に陥らないように努力されねばならぬと存するのであります」

私はこのことばを今、強くかみしめたいと思います。米国は意図的に沖縄住民から平和憲法を

剥奪しました。日本は、たとえ無条件降伏の敗戦国であれ、戦後の民主主義の潮流の中で、うま
ず闘えば、そうした米国の非道を止められたのではないのでしょうか。

でも日本は闘いませんでした。米国を止めるつもりがありませんでしたから。国体の護持が
なつたのですから。

沖縄の問題を、本土で日本自身の問題としてとらえられなかったあの日の禍根が、今なお沖縄
を切りさいなみ続けています。

参考文献：『平和憲法の深層』古関彰一（ちくま新書）、『日本国憲法の誕生』古関彰一（岩波現代文庫）
『これからの琉球はどうあるべきか』藤原書店編集部（藤原書店）他。

なお、各種条文などの表記は一部、現在使われている漢字・送りがなに置き換えて読みやすくした。